

## 大野市和泉地域交流センター設置条例（抜粋）

（設置）

第1条 地域の住民が集い、活動する交流の拠点として活用し、住民と市の協働による地域づくりの推進を図るため、大野市和泉地域交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 大野市和泉地域交流センター

(2) 位置 大野市朝日第25号5番地

（事業）

第3条 交流センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 住民と市の協働による地域づくりの推進に関する事業

(2) 住民の交流の促進に関する事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成のため必要な事業

第4条～第16条 省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年3月21日から施行する。

（大野市和泉支所の設置等に関する条例の廃止）

2 大野市和泉支所の設置等に関する条例（平成17年条例第49号）は、廃止する。

（大野市公民館設置条例の一部改正）

3 大野市公民館設置条例（平成17年条例第15号）の一部を次のように改める。

第2条の表和泉公民館の項中「大野市朝日第17号5番地」を「大野市朝日第25号5番地」に改める。

大野市公民館設置条例の一部を改正する条例案の新旧対照表

新	旧								
<p>第2条の表中</p> <table border="1" data-bbox="201 489 974 580"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉公民館</td> <td>大野市朝日第25号5番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	和泉公民館	大野市朝日第25号5番地	<p>第2条の表中</p> <table border="1" data-bbox="1164 489 1937 580"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉公民館</td> <td>大野市朝日第17号5番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	和泉公民館	大野市朝日第17号5番地
名 称	位 置								
和泉公民館	大野市朝日第25号5番地								
名 称	位 置								
和泉公民館	大野市朝日第17号5番地								